

○補助対象の会社

会社法上の会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁護士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

※上表に記載の無い法人は補助対象外の会社です。

○中小企業者の範囲

主たる事業	資本金の額または 出資の総額	常時使用する従 業員数
1 製造業、建設業、運輸業、 その他(2～4を除く)	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5千万円以下	100人以下
4 小売業	5千万円以下	50人以下

※各事業の「資本金の額または出資の総額」もしくは、「常時使用する従業員数」のいずれかを満たしている**会社**が補助金対象事業者です。